

一般介護予防事業

地域の人と人とのつながりを通じた、生き生きと自分らしく生きがいや役割を持って生活できる地域づくりをお手伝いします。

いきいき百歳体操体験会

いすに座って簡単にできる筋力アップ体操の体験会です。
合わせて運動の効果を知り、体操の輪をサポートしてくださる方も募集します。

専門職の派遣

介護予防に詳しい体操の講師など、専門職を要望に応じて地域や団体に派遣します。

地域で認知症を支える仕組み

認知症初期集中支援チーム

認知症でお困りの方へ、専門のスタッフが本人・家族の困りごとの解決をサポートします。

介護家族を支えあう会（かなえーる）

介護をしている家族の「ほっとできる場」「気軽に集える場」として、月1回「かなえーるカフェ」を開催しています。

4月から協議体が活動を開始しています！

高齢者を地域で支え合う仕組みや必要なサービスを検討する、訓子府町生活支援サービスの充実を図る「協議体」が4月から活動を開始しました。

いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、地域住民の方々が仕組み作りを話し合い、できることから活動を始めていきます。

①語り合う場

地域の困りごとや理想を、協議体のメンバーで語り合い、地域の課題を発見します。

②話し合う場

どのように地域課題を解決に導くのか、実現に向けてアイデアを出し合い、計画を立てます。

③活動する場

計画が立ったら、役割を決めて、実際に地域づくり活動を行っています。



地域の困りごと

→ 解決方法を話し合う

→ ささえあい活動へ

協議体に参加する方を募集しています。
協議体に興味、関心のある方はぜひご連絡ください。

■ 問合せ 福祉保健課高齢者支援係 ☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番

みんなの「ちょっと」「ちよつと」が地域の「ほつと」の取り組みをさめおつて

平成 29 年 4 月 1 日から

訓子府町介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）がスタート

団塊の世代の方が 75 歳以上になる 2025 年は、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。年を重ねても住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に生かして要介護状態となることを予防することが大切です。そのための仕組みとして、介護保険制度において「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設されました。

町では、4 月から総合事業を実施し、みんなの「ちょっと」が地域の「ほつと」へつながるよう、新たな支え合いの取り組みをめざします。

■ 今までの制度とどう変わるの？

予防給付（要支援 1、2 の方に対するサービス）のうち、ヘルパーサービスとデイサービスを、新たに創設された総合事業の訪問型サービスと通所型サービスに移行し、町の事業（サービス）として実施します。事業の仕組みは変わりますが、これまでと同様のサービスを継続して利用することができます。

ヘルパーサービスとデイサービス以外の要支援認定者に対するサービス（訪問看護・住宅改修・ショートステイ・福祉用具レンタル）は、これまでと同様の仕組みです。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

+

一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援 1 または 2 の判定を受けた方、新たに基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる「事業対象者」の方が利用できます。

区分	訪問型サービス	通所型サービス	
種類	現行の訪問介護サービス（これまでの介護予防訪問介護と同じサービス）	現行の通所介護サービス（これまでの介護予防通所介護と同じサービス）	通所型サービス C 「筋活クラブ」
提供者	訪問介護事務所	通所介護事務所	町（医療法人社団久仁会へ委託）
内容	ヘルパーが自宅を訪問し、利用者の身体に触れる介護や生活を支援	デイサービスセンターで食事や入浴などのサービスや軽体操などを支援	うらら健康増進室の運動機器を使用し、本人のレベルに合わせた運動プログラムを行います

平成 29 年 4 月より、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスの利用対象者として「事業対象者」が加わりました。

要介護認定にて「非該当」と認定された方が、基本チェックリストにより「生活機能の低下がみられる」と判定されると、「事業対象者」となり介護予防・生活支援のサービスを利用することができます。※基本チェックリストとは…介護予防が必要な方を早期に発見し、介護が必要な状態を未然に防ぐためのチェックリストです。

基本チェックリストについての詳細は、福祉保健課高齢者支援係へお問い合わせください。

